

SPE 専門委員会での検討状況 「論点の整理」の公表に向けて

背景

- 平成 9 年 6 月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」及び改訂された「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）では、子会社の判定基準として、従来の持株基準に代えて、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準が導入されている。また、平成 10 年 10 月に同審議会から公表された「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」という。）では、支配力基準の適用等が整理されている。
- また、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いでは、一定の要件を満たした特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）の子会社に該当しないものと推定するとしている。
- 平成 17 年 11 月開催された第 10 回テーマ協議会は、近年、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する企業及び監査人の判断が相当に難しくなっていることから、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備」を当委員会に提言し、当委員会では、平成 18 年 2 月に特別目的会社専門委員会を設置し、その検討を開始した。
- 当委員会では、当面の対応として平成 19 年 3 月に、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）の概要や取引金額等の開示を行うことを定めた企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を公表した。これは、支配力基準を導入した連結原則において、どのような特別目的会社であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定されるのかについては、さまざまな意見や見方があり、また、特別目的会社の連結については国際的にも議論されている問題であることなどから、当委員会では、今後、この取扱いについて検討することとしているものの、開示対象特別目的会社については、その概要や取引金額等の開示を行うことが有用であると考えられたことによる。
- 当委員会では、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会（IASB）と共同で公表した「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）も踏まえ、引き続き、特別目的会社専門委員会における専門委員による討議など幅広い審議を経て、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点について検討を重ねてきた。今般、当委員会では、これまでの議論を論点整理として公表し、今後、この論点に関する会計基準等の開発に資するよう、広く意見を求めることとした。

【論点 1】 支配に関して

【論点 1-1】 支配の定義

連結の範囲に関して、「支配」の定義を見直すかどうか。

（方向性①）

現在の会計基準は、いわゆる「パワー」の要素が強調され「便益」の要素が示されていないため、これを明示するような定義に変更してはどうか。

（参考）

「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」

一 子会社の範囲 1

「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。

企業会計基準公開草案第 27 号「連結財務諸表に関する会計基準（案）」

「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。

（方向性②）

（方向性①を受けて）「便益」の要素を明示するような定義に変更する場合、「支配」をどのような定義とするか。

A 案：【IASB working draft（7 月）ベース】

あたかも自ら所有しているかのように企業の資産及び負債から便益を得るために、それらを使用又は管理するのに十分なパワーを現時点において有していることをいう

（参考） Agenda paper 14C of July 2008 IASB Board meeting

Control over a legal entity is the current power sufficient to use or manage the assets and liabilities of that entity so as to benefit from them as if they are its own¹.

¹ 7 月の IASB ボード会議を受けて、9 月の NSS 会議用の資料では、次のように記載されている。

A party controls an entity when it currently has power sufficient to enable it to manage the individual assets and liabilities of that entity so as to benefit by generating returns from them.

また、9 月 17 日開催の円卓会議用の資料では、次のように記載されている。

A party controls an entity when it currently has power sufficient to enable it to manage the economic activities of that entity for its benefit by generating returns from those activities.

B 案：【企業結合会計基準ベース】【IAS27・報告企業 PV ベース】

ある企業の活動から便益を享受するために、その企業の財務及び経営営業の方針を左右する能力を有していることをいう

（理由）

- ① 日本の場合、SPE を含む企業が、現在の「支配」概念でも既に連結対象になり得るため、この段階で大きく定義を変更する必要はない。
- ② A 案の場合、類似の定め（例えば、「関連会社」の定義）も再考する必要がある。

（参考）

企業結合会計基準

支配とは、ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう。

IAS27

Control is the power to govern the financial and operating policies of an entity so as to obtain benefits from its activities.

IFRS3

control The power to govern the financial and operating policies of an entity or business so as to obtain benefits from its activities.

予備的見解「財務報告概念フレームワーク：報告企業」

Control of an entity is the ability to direct the financing and operating policies of an entity、 so as to access benefits from that entity (or to reduce the incidence of losses) and increase、 maintain or protect the amount of those benefits (or reduce the amount of those losses).

（参考）

「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」二 関連会社の範囲 1

「関連会社」とは、会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

企業会計基準公開草案第 30 号「持分法に関する会計基準（案）」

「関連会社」とは、企業（当該企業が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務

及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の企業をいう。

【論点 1-2】 支配力基準の適用

（【論点 1-1】において「支配」の定義を見直した場合）具体的な支配力基準の適用の仕方をどうするか。

案１：現状＋IASB working draft（７月）ベース

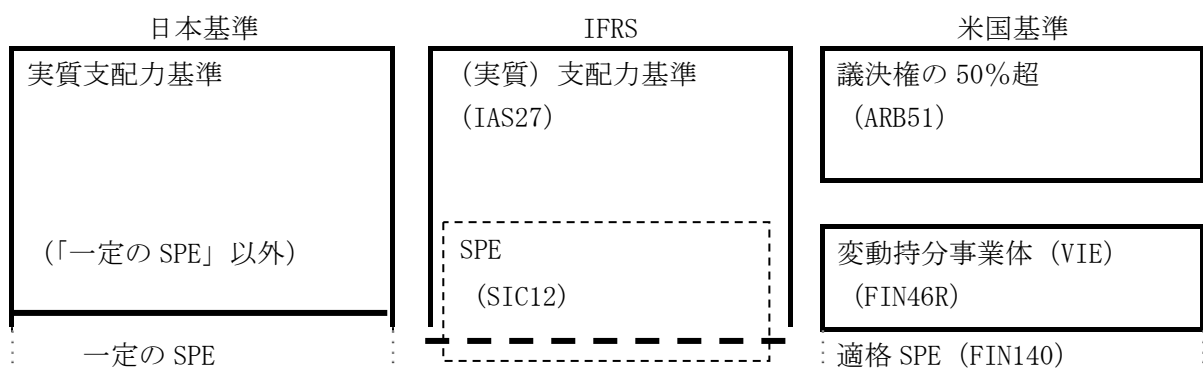
- ① 他の企業の財務及び営業の方針を支配している場合
引き続き、緊密な者や同意している者を用いる。
- ② 他の企業の財務及び営業の方針が限定されているなどのため、当該方針を左右する力を有していない場合
（緊密な者や同意している者を用いず）他の企業からの便益と、そのための他の企業の資産及び負債に対するパワーから判断する。

案２：現状ベース

他の企業に対する支配について、パワーの要素と便益の要素の両方を含む定義に変更された場合を前提としても、実質的な支配関係の有無については、引き続き、緊密な者や同意している者を用いることにより子会社の判定を行う現行の支配力基準の考え方を適用する。

（理由）

- a) 国際的な会計基準の動向と同様に、案１のような場合分けをしても、既に実務上、定着している「緊密な者」「同意している者」の考え方を採用することが実質的な支配力基準の実行性などから適当である（既に支配力基準について単一の適用がされている日本基準において、案１のように、新たな規準を設けて区別する必要はない）。
- b) （適用の仕方が異なっても）案１と結果的に同じような連結範囲になり得る。



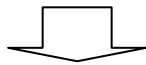
【論点 2】連結対象となる企業について

「会社に準ずる事業体」について、どのように取り扱うか

現行の取扱い（範囲） （参考） 参照



- ① 一般に、法人は、「会社に準ずる事業体」として取り扱われていると考えられる²。
- ② 子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いでは、法人格がなくとも「会社に準ずる事業体」として「組合」を明示している。このため、民法上の任意組合（NK）や商法上の匿名組合（TK）、投資事業有限責任組合契約に関する法律による投資事業有限責任組合（LPS）、有限責任事業組合契約に関する法律による有限責任事業組合（LLP）は、連結対象である子会社となり得る企業に含まれると解されている³。
- ③ 一方、「信託」は法人格がなく、「会社に準ずる事業体」として明示されていない。「信託」は財産管理の制度としての特徴も有しており、通常、会社に準ずる事業体に該当するとは言えないが、むしろ子会社及び関連会社とみる方が適切な会計処理ができる場合があり得ると解されている⁴。



具体的に、何が「会社に準ずる事業体」にあたるかは、その会計処理とも関係するため、議論の多い「組合」「信託」の取扱いについて、どのように考えていくか。

² ただし、例外的な取扱いとして、財団法人・社団法人などの公益法人は、本来営利を目的とするものでないため、原則として、「会社に準ずる事業体」には該当しないものとして取り扱われている（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」Q12のAまた書き参照）。

³ 実務対応報告第20号参照。ただし、我が国における建設業のジョイントベンチャーは、現行会計実務上は毎年一定の時期に規則的な決算を行うことなく、構成員各社の会計に組み込む形態となっているため、連結実務上では個別の組織体として認識しないことが適切と考えられている（「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」Q12のAなお書き参照）。これは、個々の持分ごとに分別管理しているなど、団体性が弱く当該組合の決算を行うことがないという実態を反映したものと思われる。

⁴ 実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」Q2のA3参照。

	【甲案】現行どおりとする	【乙案】見直す
（理由）	・最近、検討したものであり、新たに見直す必要性は少ない	・組合と信託の会計処理をできるだけ整合させる ・実態と考えられる会計処理とする
組合の 取扱い	（個別）原則、純額法 ⁵ （連結）連結対象として支配力基準により判定	（個別）原則、総額法 ⁶⁷ （連結）総額法では、自らの分が既に反映されているため、連結対象とすることは不要。（ただし、折衷法や純額法を採った場合 ⁸ には、組合財産を直接保有するものとみなして会計処理していないため連結対象とすることが必要。）
信託の 取扱い	（個別）原則、総額法 ⁹ （連結）財産管理の制度としての特徴も有しており、通常、会社に準ずる事業体に該当するとは言えないが、むしろ子会社及び関連会社とみる方が適切な会計処理ができる場合があり得る	（個別）原則、総額法 （連結）総額法では、自らの分が既に反映されているため、連結対象とすることは不要。（ただし、純額法 ¹⁰ では、信託財産を直接保有するものとみなして会計処理していないため連結対象とすることが必要。）

⁵ 場合によっては、折衷法、総額法も可（金融商品会計に関する実務指針 132 項及び 308 項参照）。

⁶ 単なる資金運用である場合など、場合によっては、折衷法、純額法も可とすることが考えられる。

⁷ NK は、団体的な拘束を受けるものの、組合財産が総組合員の共有に属すると規定されているが、TK は、匿名組合員による出資を受けた営業者が営業によって生じた利益を分配するという法形態も考慮すれば、TK は原則として純額法という取扱いも考えられる。

⁸ 単なる資金運用である場合のほか、出資比率と異なる損益分配を行うことを定めた場合など、組合財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことが困難な場合などが考えられる。

⁹ 自益信託においては、受益者が信託財産を直接保有するものとみなして会計処理する考え方（信託導管論）が会計慣行であることを前提としている。もっとも、実務上は、場合によって、次のように、それ以外の会計処理が定められている（実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」参照）。

①受益者が単数である金銭の信託の場合 一時価法

②受益者が複数である金銭の信託の場合 一有価証券又は有価証券に準じて処理

③受益者が複数である金銭以外の信託の受益者が当該信託財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難な場合（例えば、受益権が質的に異なるものに分割されている場合や受益者が多数となる場合） 一有価証券又は有価証券に準じて処理

¹⁰ 受益者が信託財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難な場合などが考えられる。

（参考）

「連結財務諸表原則」第一 連結財務諸表の目的

連結財務諸表は、支配従属関係にある二以上の会社（会社に準ずる被支配事業体を含む。以下同じ。）からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである。

「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」一 子会社の範囲 1

「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。

企業会計基準公開草案第27号「連結財務諸表に関する会計基準（案）」第5項

「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。

企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第28項

子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一 1 では、子会社又は関連会社の範囲に含まれる会社等には、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）が含まれるものとしている。これには、「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社や「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資法人、「中間法人法」に基づく中間法人¹¹、投資事業組合、海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が該当するものと考えられる。

会社に準ずる事業体の子会社又は関連会社の範囲に該当するかどうかの判定にあたっては、子会社の範囲の決定に関する取扱い及び関連会社の範囲の決定に関する取扱いに準じて行う。

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ&A」¹²

Q12：子会社及び関連会社の範囲に含まれる「会社に準ずる事業体」の判定に当たっての留意事項を示してください。

A：適用指針第28項では、子会社及び関連会社の範囲に含まれる「会社に準ずる事業体」

¹¹ なお、中間法人は、平成20年12月に施行が予定されている「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、同法に基づく一般社団法人に移行することとなる。

¹² これは、従来の「「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」に関するQ&A」を平成20年9月2日付で改正したものである。

には、「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社や「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資法人、「中間法人法」に基づく中間法人、投資事業組合、海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が該当するものと考えられるとされています。

また、財団法人・社団法人などの公益法人は、収益事業を行っている場合もありますが、本来営利を目的とするものでないため、原則として、会社に準ずる事業体には該当しないものと考えられます。

民法上の組合については、当該組合の財務諸表に基づいて、当該組合に対する出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されていますが、このことと子会社に該当し連結の範囲に含まれることとは別個に判断すべきであり、子会社に該当するか否かは、あくまでも支配力基準によって判定することとなります（企業会計基準委員会 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」参照）。

なお、我が国における建設業のジョイントベンチャーは、法的には民法上の組合に相当するものと考えられていますが、現行会計実務上は毎年一定の時期に規則的な決算を行うことなく、構成員各社の会計に組み込む形態となっているため、連結実務上では個別の組織体として認識しないことが適切と考えられます。

金融商品会計に関する実務指針

任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理

132. 第134項に定める商品ファンドへの投資を除き、任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を当期の損益として計上する。ただし、任意組合、パートナーシップに関し有限責任の特約がある場合にはその範囲で損益を認識する。

なお、組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上されることになる。

308. 任意組合、パートナーシップについては、法律上その財産は組合員又はパートナーの共有とされていることを考慮して、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する実務もある。しかし、出資者が単なる資金運用として考えている場合、又は有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合には、匿名組合、リミテッド・パートナーシップと同様に貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が適切と考えられることから、その方法を原則とした。特に、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては、これに当てはまる場合が多いと考え

られる。また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められると考える。

他方、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップについては、それらが実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当しないことも想定される。

このような多様な実情を踏まえ、組合等への出資（有価証券とみなされるものを含む。）については、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとなる。

【論点 3】SPE の取扱い

〔基本検討〕 一定の要件を満たす SPE について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いについて

（参考）

子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い

三 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、上記一にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

監査・保証実務委員会「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についての Q & A」

Q3 財務諸表等規則第 8 条第 7 項では、一定の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしていますが、監査上、どのような点に留意する必要があるのでしょうか。

A：財務諸表等規則第 8 条第 7 項では、特別目的会社（定義については Q1 を参照）については、子会社に該当するか否かの判定上、特則が設けられています。すなわち、（中略）

これは、資産流動化法上の特定目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理、処分により得られる金銭により資産対応証券の元本や金利、配当の支払を行う業務）及びその付帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、特定目的会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特定目的会社は出資者等から独立しているものと判断することが適当と考えられたことによるものです。また、事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体についても、同様に取り扱うことが適当とされています。

	【第1案】継続する	【第2案】削除する
[基本検討] 一定の要件を満たす SPE について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱い	(理由) ・SPE は、資産の譲渡者などの関係者が倒産した場合でも法的な隔離（倒産隔離）が図られている場合が多く、かつ、SPE の負う債務は保有する資産以外には及ばない（ノンリコース債務）場合、むしろ連結の範囲に含めた場合には、過大な資産及び負債が計上されてしまうことになるのではない ・情報が足りないのであれば、開示を充実させればよいのではない ・ある企業と関与のある SPE であっても、他の利害関係者が多く存在していたり意のままに当該 SPE を指揮できなかったりするため、一般的な子会社のように、当該企業と一体となって単一の組織体とみなすような支配従属関係とは異なるのではない ・我が国においては実質的な支配力基準が既に広く採用されており、自己の計算において議決権を所有していない場合であっても、連結の範囲に含まれるとみなされがちであり、一定の要件を満たす SPE については、出資者等から独立しているものと判断することが適当であることも少なくないのではない	(理由) ・当初の趣旨を必ずしも踏まえていないような処理も見受けられるのではない ・資産負債情報を欠くことや SPE との取引が消去されないなどの弊害があるのではない ・（前提となる連結範囲に関する基本的考え方が異なるものの）米国会計基準では、QSPE を削除する動きが見られること、IFRS では、IAS 第 27 号と SIC 第 12 号を踏まえて、すべての企業の連結に適用可能な1つの統合された考え方を提供することが議論されていることなど、国際的な会計基準の動向も考慮すべきではない
[追加検討①] SPE を利用した流動化に関する会計基準等を見直すか	N/A	見直さない (理由) 資産の消滅の認識要件と連結の範囲の取扱いは別のものである¹³ため、SPE の定義は残しつつ、個別財務諸表における売却処理は、当面の間、既存の会計基準等¹⁴に従って行う¹⁵

¹³ 金融商品会計に関する Q&A Q70 の A 参照。

¹⁴ 具体的には、金融資産については「金融商品に関する会計基準」、不動産については会計制度

	【第１案】継続する	【第２案】削除する
[追加検討②] SPE の定義	(現行) ・事業内容の変更が制限されている ・適正な価額により資産を譲り受けている ・当該譲受資産から生ずる収益を発行した証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、その事業がその目的に従って適切に遂行されている (新規) ・倒産隔離が図られている	
[追加検討③] 現行の支配力 基準の考え方を適用するにあたって	N/A	SPE の取扱いを削除しても、緊密な者や同意している者の考え方をういた支配力基準が幅をもって適用されることなどにより、出資者等から独立しているものと判断することが適当であると考えられるものまでが子会社に該当するようなことがないように考慮する必要がある。 例えば、次のような記述の検討を行うかどうか。 ・自己の計算において当該 SPE の議決権をまったく所有していない場合 緊密な者や同意している者の議決権が過半に加えて、 -資金調達総額の過半を融資（及び出資）していても、(SPE の資産の変動を吸収できる) 劣後分が他に十分にある←「便益」に大きな変動性がない -出資（又は劣後性の融資）をしていても、資産を利用又は管理しておらず、また、緊密な者や同意している者との議決権だけでは、資産を利用又は管理する者を選解任できない←「パワー」がない ・エージェントの考え方の明示 -資産を利用又は管理しているが、選解任される←「パワー」がない

委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」等が該当する。

¹⁵ この場合、例えば、金融資産を譲渡した際に、金融資産の消滅の認識要件を満たせば特別目的会社の連結についての上記取扱いも満たすため当該特別目的会社は譲渡人の子会社に該当しないこととしている取扱い（「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q&A」 Q13 の A）などは、見直しが必要である。

	【第１案】継続する	【第２案】削除する
[追加検討④] SPE が関連会 社に該当する 場合（現行の 影響力基準の 考え方を適用 するにあたっ て）	「関連会社」の範囲に関する会計基準 及び適用指針に従い判断することの 明確化をする ⇒「子会社等の範囲の見直しに係る具 体的な取扱い」一、二、三の関係の 整理	「関連会社」の範囲に関する会計基準 及び適用指針に従い判断する ⇒留意点等はあるか
[追加検討⑤] 注記事項 （開 示 対 象 SPE 等）	・これまでの実務を踏まえ、追加的な 修正等があれば適用指針第 15 号の改 正を検討する ・必要に応じて、他の会計基準等の改 正を検討する	適用指針第 15 号を廃止し、オフバラ ンス他の会計基準等の新設・改正を検 討する （例）金融商品の時価等の開示 関連当事者の開示 引当金専門委員会での検討